

11月16日（金）に「人権講話」を行いました。

今年度の人権講話を行いました。

人権は「人間が生まれながらにして持つ権利」のことであり、誰もが平等・公平に持っているものです。そのような「人権」を、再認識する上でも、人権講話は学校行事としてとても大切な行事です。

今回は「日常生活と法律」という演題のもと、岐阜県弁護士会の協力を得て、弁護士法人・ぎふコラボ西濃法律事務所所属の弁護士、井上卓也先生から実例（アルバイトの事や傷害罪の要件等）を交えたユニークで実用的な話をお聞きし、その話の内容に引き込まれる講話となりました。生徒達は興味・関心を持って真剣に講話を聞いていました。



講話がはじまりました。



みんな真剣に聞いています。



生徒からの質問に熱心に答えてみえます。



生徒会長からのお礼の言葉です。